第2期

津久見市地域福祉活動計画

「人と人との絆を育むまち つくみ」 ~点から線へ 線から輪へ~



平成26年3月

社会福祉法人 **津久見市社会福祉協議会**



はじめに

社会福祉法人 津久見市社会福祉協議会 会長 植田 善徳

少子・高齢化、核家族化の進行により、家族や地域で支え合う機能が低下し、地域コミュニティの中で孤立する人、必要な支援が行われず深刻な状況になってしまう人が増えています。また、これまで地域で取り組まれてきた行事や団体活動が成立しにくくなり、地域の絆も薄れてきています。

こうした中にあって、本会では、平成21年度に策定した第1期地域福祉活動計画に沿って、もう一度、隣近所で見守り・支え合いができる地域を目指し、各自治会ごとに、「地区社協」を設立していただき、地域福祉の推進を進めてまいりました。今回の計画では、地域の人たちが話し合いをすることでつながりを深め、見守り・支え合いという「地域の福祉力」が高まるよう、地域住民の皆様と共に地域福祉を推進してまいりたいと考えています。そのためには、地域住民一人ひとりがそれぞれの地域の実情に合った活動に参加し、その活動を通して「地域の福祉力」をつくっていくことが、津久見市全体の福祉のまちづくりにつながるものと考え、基本理念を「人と人との絆を育むまち つくみ 〜点から線へ 線から輪へ〜」といたしました。

また、この基本理念を推進するために、本会と地区社協との協働や関係機関・団体との 連携を通じ、本計画に掲げた具体的な事業・活動をすることにより、誰もが地域で安心し て生活を送ることができる地域社会の実現を目指し、全力をあげて取り組んでまいりたい と思います。

つきましては、市民の皆様、関係機関・団体の皆様には、今後ともより一層のご指導、 ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この度の計画策定に際し、多大なるご支援等をいただきました、関係者の皆様 には心から感謝申し上げます。

○○○ 目 次 ○○○

第1章 地域福祉活動計画策定の概要

1	,0,3,0,1,0,1,0,0,0		
2	702210 100		
3	102301 - 1137		
4	702,010 0 7,010 0 0 0 0 0 0		
5	5 活動計画の進行管理		2
第2	2章 地域福祉活動計画づくりの取り組み・現状分析		
1	活動計画策定のための組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3
2			3
3			
4	地域の現状分析		7
第3 ¹			12
2	2 基本目標	1	2
3	3 施策の基本的方向	1	3
4	- 具体的な取り組み	1	3
5	5 活動計画の体系	1	3
第4:	4章 具体的な取り組みの概要		
基本目	は目標1.支え合いのネットワークづくり		
1	施策の基本的方向 (1)地区社協活動の推進	1	5
2	? 施策の基本的方向 (2)ふれあいいきいきサロンの充実	1	6
3	8 施策の基本的方向 (3)子育て世代と地域とのネットワークづく	D1	7
基本E	は目標2. 地域を担う人づくり・環境づくり		
1			
2	? 施策の基本的方向 (2)ボランティア意識の向上や活動の促進…	1	7

基本目標3.福	副祉情報を発信す	する拠点づくり
1 施策の基	基本的方向 (*) わかりやすい情報発信18
2 施策の基	基本的方向 (2	2) 福祉教育の推進18
基本目標4.福	量祉課題の発見の	D仕組みと気軽に相談できる窓口づくり
1 施策の基	基本的方向 (*) 身近に相談できる機会の提供19
2 施策の基	基本的方向 (2	2) 自立に向けた相談支援19
3 施策の基	基本的方向 (:	3) 新たなニーズに対応するサービス開発20
4 施策の基	基本的方向(包含)	4) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及21
基本目標5. 地	也域福祉を支える	る多様なネットワークづくり
1 施策の基	基本的方向 ()	1)つながりと協働の場づくり21
基本目標6.5	災害時に備えた(土組みづくり
1 施策の基	基本的方向 ()	一)災害時要援護者への支援体制づくり21
2 施策の基	基本的方向 (2	2)災害ボランティアセンターの体制整備22
資 料 編		
別紙資料1		2 期地域福祉計画」と社協「第2期地域福祉活動 長24
別紙資料2	社会福祉協議会	会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱28
別紙資料3	社会福祉協議会	会地域福祉活動計画策定委員名簿等30
別紙資料4	社会福祉協議会	会活動計画に関するアンケート(一部掲載)32
別紙資料 5	用語の説明	37

第1章 地域福祉活動計画策定の概要

1 活動計画策定の目的

(1) 近年の福祉を取り巻く状況

近年、急速な少子高齢化の進行に伴い、福祉や医療制度の充実がより一層求められる中で、公的扶助のみでは支えきれない社会状況が生じています。

一方、地域における核家族化の進行や、ひとり暮らし世帯の増加など、人々のライフスタイルの変化や価値観の多様化は、家族機能の低下や近隣住民との関わりの希薄化を招き、地域の「つながり」や「支え合い」の力が弱体化する中で、孤立死や虐待などをはじめこれまでの制度の枠組みでは対応が難しいさまざまな福祉問題・生活課題が生じている状況です。

こうしたことから、地域の人々とのつながりを大切にし、全ての人が安心した生活を 送ることができる、地域での什組みづくりが求められています。

そこで、多様な福祉課題にきめ細かく、柔軟に対応していくために、住民自身が地域のさまざまな生活課題を身近な課題として認識・共有し、その解決に向けて話し合いながら、主体的な参加によって支え合う地域福祉活動の推進がこれまで以上に重要になります。

(2) 地域福祉活動計画とは

地域福祉とは、住み慣れた地域の中で子どもから高齢者まで、すべての人が安心して 生活ができることを目的としています。地域福祉を進めるためには、大きなシステムづ くりを行政が、個々の支え合いを住民が、そのネットワークづくりと調整役として社会 福祉協議会が、それぞれの立場で共に協力し働きあう(協働)ことが大切です。

津久見市では、平成25年度から『第2期津久見市地域福祉計画』(以下「福祉計画」)がスタートしました。地域福祉推進の中核民間団体である津久見市社会福祉協議会(以下「社協」)として、「福祉計画」を具体的な行動に移しつつ、地域の小さな支えあいやふれあい活動への支援やそのシステムの構築を、住民のみなさんと共に進めていくための計画として、『第2期津久見市社会福祉協議会地域福祉活動計画』(以下「活動計画」)を策定します。

2 活動計画の位置づけ

『活動計画』とは、地域住民が抱える生活課題に対し、把握から解決まで一貫した流れを計画化したものであり、行政が策定する『福祉計画』に呼応した民間の行動計画です。 そして地域住民が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を定める計画です。

【地域福祉活動計画の位置づけ】

津久見市社会福祉協議会 地域福祉活動計画 相互に連携

津久見市 地域福祉計画 (社会福祉法107条)

・住民による地域福祉活動 の実践 ・地域福祉推進のための 理念・支援

3 活動計画の構成

この活動計画は、基本理念、基本目標、施策の基本的方向、そして具体的な取り組みの 4つの領域から構成しています。

第2期の活動計画は、「人と人との絆を育むまち つくみ」〜点から線へ、線から輪へ〜 を基本理念として設定し、それを実現するために、6つの基本目標を掲げました。

さらに、6つの基本目標には、それぞれの柱に応じて施策の基本的方向と具体的な取り 組みを示しています。

4 活動計画の期間と見直しの時期

この活動計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5か年計画とします。

ただし、関係法・制度の改正や社会情勢の変化などによる影響をはじめ、地域における 新たな問題、ニーズなどが明らかになった場合は、そうした状況に対応した取り組みがで きるよう、計画期間内であっても必要に応じて見直します。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
津久見市社会福祉協議会 地域福祉活動計画						
津久見市 地域福祉計画						

5 活動計画の進行管理

この活動計画の実施にあたっては、「社協理事会・評議員会」にて、毎年度状況の把握 等を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

第2章 地域福祉活動計画づくりの取り組み・ 現状分析

1 活動計画策定のための組織体制

この活動計画を策定するために、地域福祉団体、住民組織代表、福祉保健活動を行う者、社会福祉事業に従事する者、教育機関関係者、行政機関、学識経験者などで構成される「津久見市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」(以下「策定委員会」)、及び、「津久見市社会福祉協議会地域福祉活動計画作業部会」(以下「作業部会」)、社協職員で「職員ワーキンググループ」を組織し、それぞれの立場から計画内容の検討と策定作業を行いました。

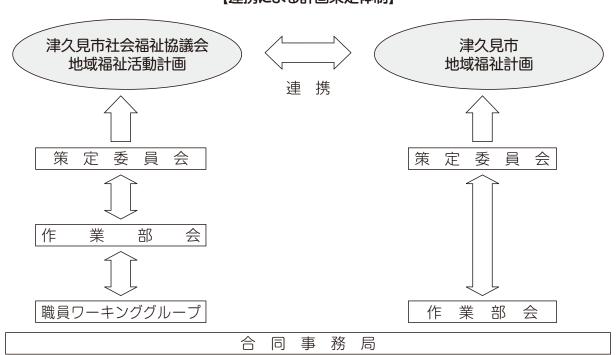
2 津久見市の「福祉計画」との連携について

「福祉計画」とは、平成12年の社会福祉法の改正(107条)により、「地域福祉の推進」の理念を具体化するもので、地域住民にもっとも身近な行政が、生活者である地域住民や福祉サービスに携わる関係団体の方々などの意見を十分に聴き、内容の情報公開につとめながら策定する計画です。それに対し、「活動計画」は、地域福祉活動を行う地域住民やボランティア・市民活動団体、NPO など民間団体が参加・協働を促進する自主的・自発的な福祉活動を中心とした民間の行動計画です。

つまり、「福祉計画」は、住民による地域福祉推進のための理念を中心とした内容であるのに対して、「活動計画」は、住民による地域福祉活動の実践的な内容の計画です。

このため、両計画の策定にあたっては、策定組織の事務局の意思の統一を図り、相互の 策定組織に参加し、仕組みや情報を共有し、計画内容にも連携をもたせています。

【連携による計画策定体制】



3 活動計画策定のための取り組み

この活動計画を策定するにあたり、できるだけ多くの市民の声を聴きながら地域における生活課題や福祉課題を把握し、実効性のある内容とするため、平成21年度から平成25年度にかけて意識調査や各種懇談会を実施しました。

【行政による調査 平成24年度】

①市民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、アンケート調査を実施しました。

●調査の内容

調査対象	市内在住の満20歳以上の男女2,000人(無作為抽出)
調査方法	郵送による配付・回収
調査期間	平成24年8月31日~9月14日
回収結果	有効回収数:797件(有効回収率:39.9%)

②地域で活動する各種団体及び介護・福祉サービス事業所に対し、アンケート調査を実施しました。

●調査の内容

調査対象	障がい者関係 (4法人) 高齢者関係 (12法人) 子育て関係 (8法人) 合 計 (24法人)		
調査方法	郵送による配付・回収		
調査期間	平成24年9月7日~9月21日		
回収結果	有効回収数:24件(有効回収率:100%)		

【平成21年度~25年度1月末現在】

(1)市内全区を対象に地区懇談会を実施しました。

●平成21年度地区懇談会開催状況

日時	開催地区	日時	開催地区
4月18日	畑区(畑区岩屋口公民館)	12月3日	四浦1区(仙水公民館)
4月27日	青江区(青江区公民館)	12月4日	八戸区(八戸公民館)
6月29日	福良区(福良公民館)	12月9日	彦ノ内区(彦ノ内公会堂)
7月6日	保戸島区(保戸島地区集会所)	12月18日	堅浦区(堅浦公民館)
7月16日	入船区(入船区公民館)	1月25日	四浦3区(落ノ浦集会所)
7月24日	警固屋区(警固屋区公民館)	2月1日	徳浦区 (徳浦公民館)
9月26日	網代区(真珠共同作業所)	2月3日	西ノ内区(西ノ内公民館)
10月13日	無垢島区(無垢島集会所)	2月5日	四浦2区(健康管理増進施設)
10月16日	中田区(中田公会堂)	2月23日	四浦5区(大元集会所)
10月28日	四浦6区(高浜集会所)	3月13日	千怒区 (消防格納庫)

日時	開 催 地 区	日時	開催地区
11月11日	江ノ浦区(うばめ会館)	3月15日	川内区(川内会館)
11月26日	赤崎区(赤崎地区集会所)		

●平成22年度地区懇談会開催状況

日時	開催地区	日時	開催地区
5月11日	青江区(青江区公民館)	10月26日	網代区(真珠共同作業所)
5月18日	川上区 (小園会館)	10月29日	川上区(地蔵町集会所)
5月26日	四浦6区(高浜公民館)	11月16日	無垢島区(無垢島集会所)
6月10日	四浦3区 (落ノ浦集会所)	11月19日	八戸区(八戸公民館)
6月20日	西ノ内区(西ノ内公民館)	12月3日	志手町(志手町公民館)
8月25日	徳浦区 (徳浦公民館)	2月9日	四浦1区(仙水公民館)
9月2日	福良区(福良公民館)	2月10日	入船区(入船公民館)
9月24日	警固屋区(警固屋区公民館)	2月15日	四浦2区(健康管理増進施設)
10月6日	赤崎区(赤崎地区集会所)	3月3日	中田区(中田公会堂)
10月8日	宮本区(憩いの家)	3月15日	日見区(日見公民館)
10月18日	江ノ浦区 (うばめ会館)		

●平成23年度地区懇談会開催状況

日時	開催地区	日時	開催地区
4月9日	青江区(青江区公民館)	7月13日	堅浦区(堅浦公民館)
4月12日	徳浦区 (徳浦公民館)	8月29日	長目区(長目公民館)
4月14日	赤崎区(赤崎地区集会所)	9月28日	長目区(浦代公民館)
4月15日	川内区(川内会館)	10月7日	畑区(畑区岩屋口公民館)
4月20日	入船区(入船区公民館)	10月21日	川上区(小園会館)
4月22日	畑区(畑区岩屋口公民館)	10月23日	中田区(中田公会堂)
4月29日	川上区 (小園会館)	11月9日	保戸島区(保戸島地区集会所)
5月13日	警固屋区(警固屋区公民館)	1月20日	千怒区(消防格納庫)
5月19日	青江区(青江区公民館)	3月2日	川上区(小園会館)
6月10日	警固屋区(警固屋区公民館)	3月6日	岩屋区(岩屋公民館)
6月18日	福良区(福良公民館)	3月22日	四浦3区(落ノ浦集会所)
7月13日	八戸区 (八戸公民館)		

●平成24年度地区懇談会開催状況

日時	開催地区	日時	開催地区
4月12日	川内区(川内会館)	9月25日	四浦3区(落ノ浦集会所)
4月15日	川上区(小園会館)	9月27日	保戸島区(保戸島地区集会所)
4月15日	四浦3区(落ノ浦集会所)	10月10日	四浦1区(仙水公民館)
4月19日	網代区(真珠共同作業所)	10月13日	青江区(青江公民館)
4月20日	畑区 (畑区岩屋口公民館)	10月22日	青江区 (長野会館)

日時	開催地区	日時	開催地区
4月21日	堅浦区(堅浦公民館)	10月23日	青江区(青江区公民館)
4月24日	青江区(青江区公民館)	10月24日	青江区(市営住宅集会所)
4月25日	堅浦区(堅浦公民館)	10月25日	青江区(赤垣公民館)
4月26日	徳浦区 (徳浦公民館)	10月26日	青江区(蔵富公民館)
5月1日	警固屋区(警固屋区公民館)	10月29日	青江区(青江原地区集落センター)
5月9日	西ノ内区(西ノ内公民館)	10月30日	青江区(平岩公民館)
5月10日	川上区(地蔵町集会所)	10月31日	青江区(田原地区集会所)
5月13日	日見区(日見公民館	11月1日	青江区(市営住宅集会所)
5月17日	長目区(浦代公民館)	11月2日	青江区(鬼丸会館)
5月23日	青江区(青江区公民館)	11月30日	川上区(地蔵町集会所)
5月27日	中田区(中田公会堂)	12月3日	青江区(青江区公民館)
7月13日	川上区(志手町公民館)	2月5日	川上区(小園会館)
7月26日	江ノ浦区(うばめ会館)	2月26日	宮本区(宮本中央公民館)
7月31日	八戸区 (八戸公民館)	3月17日	青江区(赤垣公民館)
8月4日	青江区(青江区公民館)		

●平成25年度地区懇談会開催状況

日時	開催地区	日時	開催地区
4月9日	千怒区(千怒区公民館)	5月16日	長目区(浦代公民館)
4月11日	四浦3区(落ノ浦集会所)	5月16日	彦ノ内区(彦ノ内公会堂)
4月14日	川上区(交流センター)	5月17日	日見区(日見公民館)
4月18日	江ノ浦区(うばめ会館)	5月17日	青江区(赤垣公民館)
4月19日	網代区(真珠共同作業所)	5月18日	青江区(田原地区集会所)
4月19日	宮本区(宮本中央公民館)	5月20日	青江区(市営住宅集会所)
4月21日	畑区(畑区岩屋口公民館)	5月21日	青江区(青江公民館)
4月23日	青江区(青江区公民館)	5月22日	青江区(市営住宅集会所)
4月23日	西ノ内区(西ノ内公民館)	5月25日	青江区(平岩公民館)
4月26日	彦ノ内区(彦ノ内公会堂)	5月27日	青江区(蔵富公民館)
4月26日	堅浦区(堅浦公民館)	5月29日	青江区(青江原地区集落センター)
5月8日	川内区(川内会館)	5月30日	彦ノ内区(彦ノ内公会堂)
5月8日	警固屋区(警固屋区公民館)	5月30日	川上区(地蔵町集会所)
5月8日	徳浦区 (徳浦公民館)	6月19日	四浦2区(健康管理増進施設)
5月13日	青江区(市営住宅集会所)	9月10日	川上区(交流センター)
5月14日	青江区(長野会館)	11月20日	八戸区(八戸公民館)
5月15日	青江区(鬼丸会館)		

●平成25年度アンケート調査

地区社協活動に関するアンケート調査(上記平成25年度地区懇談会にて実施) 買い物支援に関するアンケート調査

(上記平成25年度地区懇談会及び各地区ふれあいいきいきサロンにて実施)

4 地域の現状分析

計画策定にあたって実施した意識調査や各種懇談会、作業部会などにおいて、住民や関係団体・策定委員のメンバーなどからさまざまな意見をうかがいましたが、それらの「声」から次の課題があげられました。

課題① 地域での支え合いの仕組み(地区社協活動)について

地域のあらゆる世代・団体が関わりあって地域の福祉課題の解決に向け活動を実施している地区社協は市内26の自治会に設置していただいております。懇談会やアンケート調査の分析により、地域で特色ある活動を展開している地区社協である一方で、地区社会福祉協議会(以下「地区社協」)の認知度や活動への理解度、次世代へつなぐ新たな活動者の育成等への取り組みが課題としてあげられます。

○地区社協組織運営についての調査や懇談会での声

- (1) 地区社協活動に対する構成員及び団体の理解と連携協力が不足している。
- (2) 地区社協活動が地区住民に行き届くような連絡網や周知の方法がない。
- (3)役員の方のリーダーシップが必要である。
- (4)活動の担い手の固定化・高齢化があり人材が不足している。
- (5)全ての住民が担い手として何らかの役割をもつ意識づくりが必要である。
- (6) 若い世代への活動の周知が必要である。
- (7)活動するための財源が不足している。
- (8) 地区内の多くの団体を組織に加える必要がある。
- (9) 地区社協として定期的に会議を開催する必要がある。
- (10) 行政・社協・住民の連携が必要である。
- (11) 地区社協活動事例やエピソードを地区住民へ回覧板等を利用し、お知らせする必要がある。

○見守り支え合い活動についての調査や懇談会での声

- (12) 地区長や班長の協力が必要である。
- (13) その地区にあった一番小さい単位の見守り支え合いを行う必要がある。
- (14) 地区内のイベントや会議などを利用して説明を繰り返し行う必要がある。
- (15) 顔なじみ関係をつくるため、あいさつ運動を進める必要がある。
- (16) 児童や閉じこもりがちな方への対応が必要である。
- (17) 緊急時連絡先や世帯名簿の作成が必要である。
- (18) 活動を行う上で、行政よりある程度の個人情報の提供が必要である。
- (19) 安否確認のための旗(表示物)を立てる必要がある。
- (20) 地区の各種団体と連携することが必要である。
- (21) 地域のつどいの場が不足している。

課題② 交流の場づくり(ふれあいいきいきサロン)について

地域住民が気軽に集い、つながりづくり・お互いの元気づくりを進めるふれあいいきいきサロン活動の支援を継続的に行いました。市内57か所でふれあいいきいきサロンが実施されていますが、世話人の確保、活動内容のマンネリ化、参加者の減少等(送迎や高齢化の問題)により継続が困難になってきているという課題があげられます。

○ふれあいいきいきサロンについての調査や懇談会での声

- (22) 参加者の固定化及び新たな参加者が増えない。
- (23) 男性の参加者が増えない。
- (24) 閉じこもりがちな方の参加が問題である。
- (25) 世話人の確保が問題である。
- (26) 活動内容がマンネリ化している。
- (27) 身体の不自由な方の参加が困難である。(送迎・会場のバリアフリー等の問題)
- (28) 運営費の不足が課題である。
- (29) 他の団体との連携が不足している。(日程調整・協力関係等)

課題③ 地域の人材確保・育成及び若年層への福祉教育について

地域福祉を進めていくための各事業や地区懇談会、目的に沿った研修会や講演会等を開催し、地域の協力者と共有を図ることができ、併せて新たな協力者の確保や人材育成を行いました。アンケートの結果でも、地域での活動を「やりたくない人」「どちらでもない人」が多く、このような方々に必要性を感じていただき、意識の底上げを行っていくことが課題となっています。また、次世代を担う児童や学生の福祉教育については、学校と地域、それと関係機関・団体が連携し、児童や学生に対し福祉に対する理解や関心を高めていくことも課題としてあげられます。

○地域での支援者について調査や懇談会での声

- (30) 副区長・地区長などへ地域福祉活動の理解の促進が必要である。
- (31) 若い世代への地域福祉活動の理解の促進が必要である。
- (32) 市民に対する地域福祉活動に対する意識の底上げが必要である。

○ボランティア活動・グループ・協力校等について調査や懇談会での声

- (33) 高齢化によるボランティアグループ組織運営が困難である。
- (34) ボランティアと地域との連携が必要である。
- (35) 人材育成、情報発信、課題の把握など社協が担うべき、ボランティアセンターとしての機能強化が必要である。
- (36) ボランティア協力校と地域や関係団体との連携が必要である。

課題④ 高齢者や障がい者に対する正しい理解について

地域には、高齢者や障がい者、そうした人たちを介護している家族などいろいろな人たちが生活しています。しかし、障がいの内容や高齢者の身体的・精神的特徴に関することなどへの理解が不足していたり、理解するための機会が少ないため、誤解や偏見が生じ、地域で孤立したり、生活のしにくさを感じている人たちも多くいます。

地域のみんなが生活しやすいまちにするためには、地域に住む、一人ひとりが高齢者や 障がい者などについて、正しく理解し、解決していく環境づくりを進めていくことが必要 となっています。

○調査や懇談会での声

- (37) 病気や障がいについて正しく理解している人が少ない。
- (38) 生活の中で当事者や家族でなければわからない問題が多い。
- (39) 障がい者との接する機会が少ない。

課題⑤ 情報提供の充実について

福祉制度も「措置」から「契約」となり、福祉サービスとして多様なサービスが提供される時代となっています。その一方、情報がありすぎてよくわからない、情報を探す余裕がなくサービスの利用が必要な人に行き届かないといった現状があります。必要としている人に情報が届き、サービスを自己選択、自己決定ができる情報提供が必要となっています。

○調査や懇談会での声

- (40) 生活の中で自分から情報を得ることが難しい人たちがいる。
- (41) さまざまな情報の周知が不足している。
- (42) 一方的に情報提供を行っている。

課題⑥ 災害への取り組みについて

地震や風水害など災害が多発する中、災害時に一人で避難することが困難な災害時要援護者への支援体制が大きな課題となっています。本市においても、要援護者への安否確認や避難誘導・避難支援などについての取り組みが課題であります。災害時においては、組織的に対応できる体制づくりとともに、普段から隣近所で気にかけあえる関係ができているかが問われます。災害時支援の取り組みを通じて日頃の地域でのつながりづくりを進めていくことが必要となっています。

○調査や懇談会での声

- (43) 災害対策に対する関係機関との情報共有と協働の仕組みが必要である。
- (44) 災害ボランティアの育成が必要である。
- (45) 災害時要援護者個別支援に係るサポート体制が必要である。

課題⑦ 新たな課題に対応する福祉サービス開発について

制度の狭間となる問題や多様な課題に応えていくためには、新たなサービスや仕組みを 割り出す取り組みが必要となります。地区社協やボランティア・NPO などの市民活動団 体が個々それぞれの課題に対応した取り組みを行っていますが、地域の課題そのものが見 えにくくなる中、アンケートや懇談会による実態把握や課題分析の取り組みを行い、まず は課題そのものを明らかにすることが必要となっています。

その上で出された課題に対して、新たな事業・活動を企画検討する場をつくるととも に、事業化につなげる財源確保も含めた仕組みづくりが必要です。

○調査や懇談会での声

- (46) 地域ごと、団体ごとの課題や要望などの把握が必要である。
- (47) 制度上対応できない課題や要望などの把握が必要である。
- (48) 声を出さない・出せない人の課題や要望の把握が必要である。

課題⑧ 子育て支援の推進について

子育では親だけでできるものではなく、家庭や地域の育成力も大きなものです。本市も人と人とのつながりが残っている地域が多くありますが、一方で、高齢化や過疎化、核家族化などにより地域のつながりが希薄な地域もあります。古くからの地域のつながりを最大限に生かし、地域の交流を深めながら、子どもたちを温かく見守り、時には叱ってくれるような地域づくりを実現することが課題となっています。

○調査や懇談会での声

- (49) 子育て世帯の把握が必要である。
- (50) 子育て世帯と地域とのつながりやふれあいが必要である。

課題⑨ 地域と多様な関係機関・団体との連携について

多様化、複雑化する生活課題への対応は、地域住民の支え合いだけでは困難です。地域活動をバックアップする専門機関とのネットワークが不可欠です。小地域ネットワークにおいては、地域や行政・関係機関・団体との連携が進み、支え合い活動をバックアップす

る仕組みはできつつありますが、多様化するニーズに対応していくには、更に多くの関係機関が横のつながりをつくり、地域に関わることが必要です。

○調査や懇談会での声

(51) 福祉施設・地区組織・福祉団体・医療機関・教育関係者の方々との連携強化が必要である。

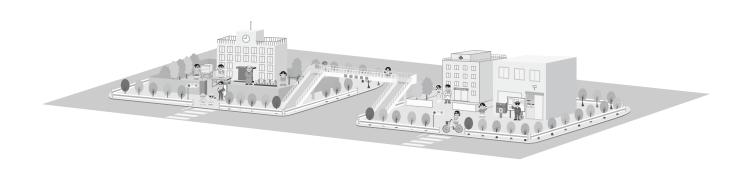
課題⑩ 総合相談窓口の充実について

生活課題が複雑化、多様化しているなか、制度や対象ごとでの支援の枠におさまらない 複合的な課題や制度の狭間となっている相談が増加しています。

課題を生活課題、世帯全般の課題として捉え総合的に受け止める相談機能が必要です。

○調査や懇談会での声

(52) 各種相談機関が共通の認識づくり、連携できる仕組みが必要である。



第3章 基本理念・基本目標・施策の基本的方向・具体的な取り組み

1 基本理念

基本理念は、計画のねらい・性格・基本的な視点を表したものであり、計画を進めていくうえでの「合言葉」「スローガン」となるものです。

「人と人との絆を育むまち つくみ」 ~ 点から線へ、線から輪へ ~

第1期地域福祉活動計画の基本理念は、「ともに考え、ともに活動し、ともに築く、支え合いのまち つくみ」でした。これは、住み慣れた地域で、自分らしく、安心して暮らせるために、地域で、見守り・声かけ・支え合いが出来るような組織や仕組みづくりを、地域の方々と一緒に考え、行動していこうという方向性を示したものです。

今回の第2期地域福祉活動計画では、第1期地域福祉活動計画の基本理念を踏襲しつ つ、多くの方から、活動に対する理解・協力が得られるように、人をつなぎ、育てるとい う活動方針を大きな柱として、計画を推進します。

2 基本目標

基本目標は、地域福祉活動のねらい・性格・基本的な視点を示したもので、前述の基本 理念に基づいて、次の6つの基本目標を定め、施策の展開をしていきます。

基本目標1 支え合いのネットワークづくり

市民一人ひとりが地域福祉活動を身近なものとして認識し、地域のなかでできることを考え・行動する主体的な姿勢をもてるよう、ニーズ把握と活発な地域福祉活動を進めます。

基本目標2 地域を担う人づくり・環境づくり

地域福祉の課題を身近なものとして理解・共感できるように、地域福祉活動やボランティア活動に主体的に参加する人づくりや、福祉体験と学習の機会の確保などを支援する環境づくりを進めるとともに、新たな活動プログラムの開発をはかります。

基本目標3 福祉情報を発信する拠点づくり

だれでも気軽に地域福祉活動やボランティア活動に参加できるよう、また、必要なときに必要な情報や福祉サービスを利用できるよう、わかりやすい情報提供や福祉啓発の充実を進めます。

基本目標4 福祉課題の発見の仕組みと気軽に相談できる窓口づくり

身近な地域で制度の狭間のニーズを把握し、新たな福祉課題・生活課題の解決に向けて 分野を問わず気軽に相談できる体制と新たなサービスの仕組みづくりを進めます。また、 相談の内容を的確に把握し、適切な関係機関や福祉サービスなどにつなぐ相談体制やコー ディネート機能の充実を進めます。

基本目標5 地域福祉を支える多様なネットワークづくり

地域福祉を支えるボランティア・市民活動団体や介護保険関連・障がい者支援関連の福祉サービス提供事業者などの横のつながりを図り、地域との連携や支援活動の基盤づくりを進めます。

基本目標6 災害時に備えた仕組みづくり

東日本大震災や北部九州豪雨災害など、いつどこでどのような災害が起こるかわかりません。社協には、地域・行政・関係機関団体と一体となって災害時要援護者の方々の支援方法について検討していくことが求められます。また、災害時に立ち上がる災害ボランティアセンターの運営強化、さらに災害ボランティアの育成・啓発についても取り組んでいきます。

3 施策の基本的方向

この施策の基本的方向は、基本目標を達成していくために必要な課題として設定したものであり、この計画期間中に展開する活動、実施する福祉サービス等の具体的な計画大綱です。

4 具体的な取り組み

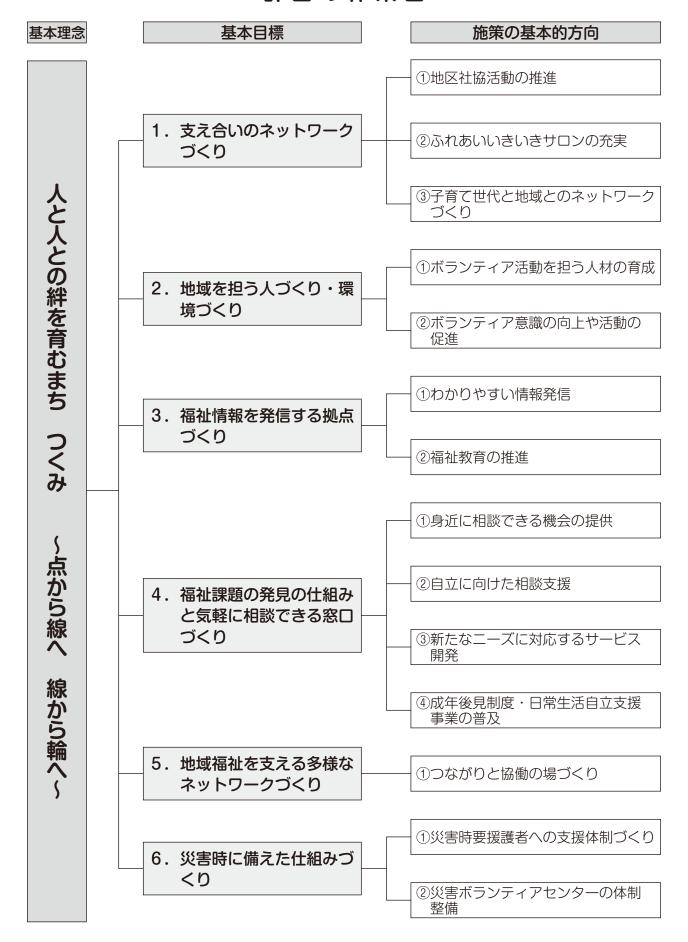
具体的な取り組みは、施策の基本的方向を具体的に実施していくための指針となるものです。その内容は、基本目標ごとに対応したものになっていますが、それぞれに関連をもっているため、あわせて実施することで相乗効果が見込まれる計画となっています。

5 活動計画の体系

基本目標から具体的な取り組みを体系的にまとめたものが、【図1】のとおりとなります。

【図1】

計画の体系図



第4章 具体的な取り組みの概要

基本目標1. 支え合いのネットワークづくり

施策の基本的方向 (1)地区社協活動の推進

地域で支援が必要な方への見守りをはじめとする日常生活支援活動をさらに推進していくため、地区社協にて、福祉情報の共有化、見守り・支え合い活動の意識の高揚と実践力の向上に結び付ける事業展開を行います。また、様々なアプローチを展開し、多くの住民の方々が活動に参加できる仕組みづくりを進め、地域全体が「隣近所での見守り・支え合い」を合言葉とした福祉活動を展開できるように取り組みを進めます。

番号	具体的な取り組み	26年度 27年度 28年度 29年度 30年度
1	地区社協活動の大きな柱である、隣近所での「見守り・支え合い活動」について、地区社協の構成員(区長・地区長・民生委員児童委員・介護予防推進員等)といった役割を持った方だけが担うのではなく、多くの地域住民の方が参加できるように活動の輪を広げていきます。そのための方法として、地区社協の懇談会等にて、構成員の方々に理解を深めていただいたのちに、地区の各種団体や班長、さらには、地域住民に対しての懇談会や研修会等を行っていきます。	実施
2	今後の地区社協活動を担う「人づくり」を行う ため、現在行っている区長・民生委員児童委 員・介護予防推進員による合同研修会に、副区 長等(次のリーダー候補)にも参加いただき活 動の継続性を図ります。	実施
3	地域だけではなく、あらゆる関係機関団体(医療・教育関係・福祉団体・ボランティア・行政関係・企業・地縁組織等)が主催する会議や研修会の中で、地区社協の活動を理解していただくための説明を行います。	実施
4	各地区社協ごとの地域福祉の推進に向けての目標や取り組みの方向性を明らかにした、計画(目標)づくりが出来るように研修会等通じて進めていきます。	実施
5	若い世代に対して、地区社協の活動や懇談会などの様子を、ホームページやSNS等を利用し、随時情報提供を行い理解者を増やすように努めます。	実施
6	民生委員児童委員・介護予防推進員・区役員等を退任された方々から、引き続き、地区社協活動にサポートいただけるような仕組みづくりを地区社協ごとに進めていきます。(例:地域づくり推進員・まちづくり推進員・地区社協協力員等)	実施

施策の基本的方向 (2) ふれあいいきいきサロンの充実

地域の様々な世代が集い、つながりを作るためのきっかけの場として、「ふれあいいきいきサロン」は、平成25年12月末現在、57か所で活動をしています。事業開始から、新規の登録サロン数は着実に増加しており、地域における支え合い活動の一つとして定着してきました。サロン参加者からも「友達づくり」「健康づくり」「地域とのつながり」などの効果を感じているという声が聞かれており、今後も、身近な地域で多くの市民がサロンに参加できるように取り組みを進めていきます。サロン活動を進めるにあたっては、活動場所やボランティアなどの人材確保のほか、活動内容の充実等、運営側の様々な課題があります。こうした課題に対しては、行政・社協が、サロンの活動者と一体となって、支援体制づくりを充実していきます。

番号	具体的な取り組み	26年度 27年度 28年度 29年度 30年度
7	ふれあいいきいきサロン参加者も運営や新規参加者加入への呼びかけなど、参加者全員で運営しているという意識を持っていただき、将来にわたり継続可能なサロンが運営出来るように、職員がサロンへ参加する際に説明を行います。	実施
8	各地区のふれあいいきいきサロンが、いつ、どこで、どのような内容で行われているか、福祉関係機関・団体・行政等へ情報提供するための様式(サロンマップ等)を作成します。	実施
9	ふれあいいきいきサロン未設置地区については、お出かけサロン事業(社協バスで送迎し、市民ふれあい交流センターにて、ふれあいいきいきサロンと買い物をセットで行う事業)をきっかけにして集いの場づくりを進めながら、継続的なサロンが地区で運営できるように支援を行います。	実施
10	ふれあいいきいきサロンの中で、様々な団体 (子ども会・消防団・ボランティア・趣味の会 等)との交流を進め、住民同士のつながりが広 がるように、コーディネートを行います。	実施
11	ふれあいいきいきサロンのメニューを職員と一緒に作る中でサロンの課題が解決できるような 支援を行います。	実施
12	地域の中で埋もれている人材(看護師・栄養士等)を見つけ協力してもらうことで、ふれあいいきいきサロンのメニューの充実を図ります。	実施

施策の基本的方向 (3)子育て世代と地域とのネットワークづくり

子育てについては、地域の中で、住民みんなで子どもを見守り育てる環境づくりが必要とされており、津久見市においても喫緊の課題とされています。今後は、家庭内に存在する子育ての悩みや困りごとに対して、地域の方々が異変に気づき、必要に応じて地域内のサポート、サービスや専門機関へつなげられるような仕組みづくりを目指し、広く浸透させるために、関係機関と連携を図りながら進めます。

番号-	具体的な取り組み	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
13	子どものいる世帯と地域をつなげるためには、 地区社協・民生委員児童委員・行政・関係機関 がどのようにすれば、情報共有ができるのか検 討を行う会議の設置を行います。(災害を切り 口にした情報提供・世帯名簿の作成等)	実施 □				

基本目標2. 地域を担う人づくり・環境づくり

施策の基本的方向 (1) ボランティア活動を担う人材の育成

ボランティアニーズの多様化に対応するため、各種講座を開催し、ボランティア活動へのきっかけづくりや地域福祉に貢献する人材の育成を推進します。また、ボランティア活動に対する理解者を拡充し、新たな人材確保を図ります。

番号	具体的な取り組み	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
14	社協に登録しているボランティアグループ又は個人ボランティアが抱える課題を把握し、解決につなげるために関係機関、団体との協議の場をつくる等、社協既存のネットワークを活用した調整を行います。	実施 □				
15	社協に登録している個人ボランティアやグループ等と地区社協やふれあいいきいきサロン活動との連携協力が進むように、意見交換会等の開催をします。	実施□				

施策の基本的方向 (2) ボランティア意識の向上や活動の促進

ボランティア活動への参加及び体験機会の提供や啓発を通して、ボランティア活動への 意識の向上を図ります。また、ボランティアを必要としている人とボランティアをしたい 人がスムーズにつながるよう、ボランティアコーディネートの充実を図ります。

番号	具体的な取り組み	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
16	市内外から多くのボランティアや人材を取り込むため、ホームページやSNS等を利用し、ボランティア活動、地域イベントに関する情報発信を行います。	実施□				
17	ボランティア活動参加へのきっかけづくりとして、いろいろな機会(教育関係・地域・団体の会合等)を利用し、出前ボランティア養成講座を実施します。	実施□				

基本目標3. 福祉情報を発信する拠点づくり

施策の基本的方向 (1) わかりやすい情報発信

だれもが気軽に地域福祉活動やボランティア活動を知り参加できるよう、また、必要なときに必要な福祉サービスを利用できるよう、わかりやすい情報の発信を行っていきます。情報発信手段としては、広報誌やインターネット、口コミ等を活用していきます。

番号	具体的な取り組み	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
18	社協事業や福祉サービスに関する情報の周知を 図るため、職員が地区社協やふれあいいきいき サロン等の地域活動の場へ出向きながら説明し ます。また、広報誌、ホームページなどでも積 極的に提供します。	実施 □				
19	情報提供に関しては、誰もがわかりやすい表現 や方法で行うように職員間で話し合いながら進 めます。	実施口				

施策の基本的方向 (2) 福祉教育の推進

地域福祉活動を推進するには、子どもから大人までたくさんの方々に福祉について興味・関心を持っていただくことや体験をしていただくことが大切です。これは、市民の皆さんが福祉について学んだり話し合う機会を設けることが必要です。支え合い・助け合いの地域福祉の推進をするため、地区社協やふれあいいきいきサロン、ボランティア協力校等の活動を通じて福祉教育の知識や技術が得られるような取り組みを進めます。

番号	具体的な取り組み	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
20	ボランティア協力校や地区社協、その他様々な 関係機関団体の研修会にて、高齢者や障がい者 への理解を広めるための福祉講座を開催してい きます。	実施□				
21	ボランティア協力校が行う福祉活動に際して、 ボランティアコーディネーターが企画段階から 関わり、目的を共有化することや考えるプロセ スを重視したプログラムづくりを協力校と一緒 に進めます。	実施 □				

基本目標4. 福祉課題の発見の仕組みと気軽に相談できる窓口づくり

施策の基本的方向 (1) 身近に相談できる機会の提供

生活の中でのあらゆる困りごとをより身近な場所で相談できるよう、地域のサロンや会合等で相談の機会を設けます。相談の内容に応じて、より適切な機関や団体への橋渡しを行います。

A THE CAN	番号	具体的な取り組み	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
2	22	24時間365日対応の相談窓口を多くの方に周知出来るようにしていきます。とりわけ情報が伝わりにくく、声が届きにくい離島や半島部については、情報をお知らせするための懇談会を開催するなど積極的な関わりを進めていきます。	実施□				

施策の基本的方向 (2) 自立に向けた相談支援

福祉サービスの利用に関することや経済的な不安に対する相談に応じ、自立し安心した 生活を送ることができるよう支援します。また、問題を抱えている方々が相談につながる よう、制度についての情報を積極的に発信します。

番号:	具体的な取り組み	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
23	障がい者相談支援事業所(竹とんぼ)として、 障がい者が安心して地域で暮らせるよう、当事 者やその家族と地域をつなぐために安心お守り キットへの登録を推進するとともに、地区社協 や民生委員児童委員等との関係づくりを進めま す。	実施□				

番号	具体的な取り組み	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
24	障がい者相談支援事業所(竹とんぼ)として、 障がい者の就労支援を進めるため、制度の枠組 みから外れている方の把握や関係機関との連絡 調整、情報収集に努めます。	実施□				
25	高齢者の総合相談窓口(包括支援センター)として、利用者へ介護保険サービスだけでなく、家族や友人、地域住民、ボランティア等による制度に基づかないサービスの情報提供と、地区社協や民生委員児童委員等との関係づくりを進めます。	実施□				

施策の基本的方向 (3) 新たなニーズに対応するサービス開発

制度の狭間となる事案や多様なニーズに応えていくためには、新たなサービスを創り出す取り組みが必要となります。NPO等の市民活動団体が、それぞれで直面する課題に対応した活動を行っていますが、地域の課題そのものが見えにくくなっているため、調査による実態把握や分析を行い、まずは潜在している課題そのものを明らかにすることが重要ではないかと思われます。その上で、新たな事業・活動を企画検討する場を行政や関係機関・団体と共につくるとともに、事業化につなげる財源確保も含めた仕組みづくりに努めます。

番号	具体的な取り組み	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
26	買い物に不便を感じている方に対して、地区社協やふれあいいきいきサロンから挙がった要望 (移動販売車の販売ルートの拡大・サロン等の集いの場への派遣)を販売業者へ情報提供し、必要な支援を行います。	実施□				
27	お出かけサロン事業(社協バスで送迎し、市民 ふれあい交流センターにて、ふれあいいきいき サロンと買い物をセットで行う事業)にて、外 出と買い物の機会を提供します。	実施□				
28	ボランティアや地区社協・自治会等の活動を支援するため、国・県のモデル事業や企業・団体が行っている助成金制度を広く周知し、活用できるように支援します。	実施□				

施策の基本的方向 (4) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及

福祉サービスは、利用者自らがサービスを選択し、契約により利用する制度となっているため、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方の意志が反映される仕組みが重要となっています。よって、そのような方の財産侵害や契約に関わる不利益等の被害を防止するための取り組みとして、必要なサービスを適切に利用できるための支援体制や、成年後見制度の利用支援体制の充実に努めます。

番号	具体的な取り組み	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
29	成年後見制度や日常生活自立支援事業への理解 を促進するために、関係機関並びに住民へわか りやすい講座を行います。	実施□				

基本目標5. 地域福祉を支える多様なネットワークづくり

施策の基本的方向 (1) つながりと協働の場づくり

地域では、民生委員児童委員、介護予防推進員、地区社協、自治会、盛人クラブ、ボランティア団体、NPO 法人、福祉関係団体等、たくさんの方々や団体が身近な地域で様々な活動を行っていますが、必ずしも横のつながりがある状況とはなっていません。組織・団体間の「顔見知りの関係」づくりを含め、情報の共有化等による地域福祉活動の推進のため、地域を構成する多種多様な機関・団体との連携を強化していきます。

番号	具体的な取り組み	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
30	民生委員児童委員と社協に登録しているボラン ティアグループとの連携強化のための意見交換 会を開催します。		5年[間の中で	ご実施 	
31	民生委員児童委員と福祉施設事業所連絡会との 連携強化のための意見交換会を開催します。		5年	間の中で	主 実施	>
32	福祉施設事業所連絡会と社協に登録しているボランティアグループとの連携強化のための意見 交換会を開催します。		5年	間の中で	ご実施 	

基本目標6. 災害時に備えた仕組みづくり

施策の基本的方向 (1)災害時要援護者への支援体制づくり

災害が起きる度に、高齢者や障がい者等災害時要援護者といわれる方々に対する支援が

大きな課題として取りあげられます。行政、地域住民、関係機関等と連携しながら、災害時要援護者への支援体制の構築と、災害時に対応できる環境整備を進めます。

番号	具体的な取り組み	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
33	社協としては、災害時要援護者支援対策モデル 事業を行った地区の取り組みを参考に、行政が 推進する地域防災計画に基づいた災害時要援護 者の把握及び支援体制づくりに、側面的な支援 を行います。	実施 □				
34	障がい者相談支援事業所としては、災害発生が 予測される場合のサービス利用者への情報提供 や、災害時における安否確認及び迅速な課題把 握のための連絡網や支援体制の整備を行いま す。	実施□				
35	包括支援センター社協としては、災害発生が予測される場合のサービス利用者への情報提供や、災害時における安否確認及び迅速な課題把握、また、集約した情報を共有するための、体制整備を地域包括ケア会議の中で行います。	実施 □				

施策の基本的方向 (2) 災害ボランティアセンターの体制整備

大規模災害発生時において、ボランティアによる支援活動が、行政だけでは対応できない被災地支援の復旧復興に大きな役割を果たしています。そこで、災害時に「災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティアの力と地域住民の支援ニーズをコーディネートすることで、地域住民の力だけでは取り組むことができない部分の復旧復興支援を行います。また、災害に備え、「災害ボランティアセンター」を運営するスタッフの育成や、地区社協(自治会)、地域住民、関係機関とのネットワーク形成、小地域福祉活動を通じた平常時からの地域のつながりづくりを進めます。

番号	具体的な取り組み	26年度 27年度 28年度 29年度 30年度
36	災害ボランティアセンターマニュアルを基に、 運営訓練を行い職員の資質を高めます。	実施
37	災害ボランティアセンターの役割を市民の方へ 理解いただくための説明を、様々な研修会や地 区懇談会にて行います。	実施

資料編

津久見市

が

地

域福

祉

計

画

で示

た社協の役割 | 社会福祉協議会の具体的な取り

組

み

〈別紙資料1〉

津久見市「第2期地域福祉計画」と

支え合いの仕組みづくり

1. 地域における支え合いの意識づくり

- ・広報誌「たちばな」や各種講座・講演などを通じて、市民の福祉意識の啓発を行います。
- ・地区懇談会等を行い、地域の人々がお互いに支え合うためのネットワークやしくみをつくります。
- ・地区社協やサロン活動を活発化させ、住民同士のつながりを深めることに努めます。
- ・地域の中で活動する人材の掘り起こし・育成を支援します。

2. 地域における支え合いのしくみづくり

- ・「地区社協」の育成を推進し、小地域ネットワークを構築して、地域の要援護者等に関する情報交換と日常的な安否確認や見守り活動ができるよう地域の支え合いのしくみづくりを支援します。
- ・各種福祉団体の活動内容等の情報提供を行い、住民同士の助け合い活動の充実を図るとともに、各種団体が協力してその活動の輪を広げることができるような環境づくりに取り組みます。

3. 交流・ふれあいの促進

- ・地区社協やサロン活動などを通じて、世代間の交流やふれあいの場を提供します。
- ・ボランティア協力校の活動を通じて世代間の交流を進めます。
- ・ふれあい交流センターの利用促進を図り、交流のための場づくりを支援します。

4. 地域ぐるみで健康づくり・介護予防

·介護予防や健康づくりを支援するボランティアの養成を行い、地域における活動を広げていきます。

5. 地域ぐるみで見守り、防犯活動

- ・地区社協やサロン活動などの小地域ネットワーク活動を活用し、各地区において悪徳商法等による消費生活問題の被害を未然に防ぐなど、防犯活動への取り組みを支援します。
- ・市や警察等と連携し、防犯に関する情報の提供や講和・講演会の実施に努めます。

6. 地域における子育て支援の促進

・地区社協等による子どもと子育て家庭とのふれあいや見守り等、よりよい子育て環境の整備を 促進します。

①. 地区社協活動の推進

- ●地区社協活動の大きな柱であります、隣近所での「見守り・支え合い活動」について、地区社協の構成員(区長・地区長・民生委員児童委員・介護予防推進員等)といった役割を持った方だけが担うのではなく、多くの地域住民の方が参加できるように活動の輪を広げていきます。そのための方法として、地区社協の懇談会等にて、構成員の方々に理解を深めていただいたのちに、地区の各種団体や班長、さらには、地域住民に対しての懇談会や研修会等を行っていきます。
- ●今後の地区社協活動を担う「人づくり」を行うため、現在行っている区長・民生委員・介護予防推進員による合同研修会に、副区長等(次のリーダー候補)にも参加いただき活動の継続性を図ります。
- ●地域だけではなく、あらゆる関係機関団体(医療・教育関係・福祉団体・ボランティア・地縁組織等)が主催する会議や研修会の中で、地区社協の活動を理解していただくための説明を行います。
- ●各地区社協の地域福祉の推進に向けての目標や取り組みの方向性を明らかにした、計画(目標)づくりが出来るように研修会等通じて進めていきます。
- ●若い世代に対して、地区社協の活動や懇談会などの様子を、ホームページやSNS等を利用し、随時情報提供を 行い理解者を増やすように努めます。
- ●民生委員児童委員・介護予防推進員・区役員等を退任された方々から、引き続き、地区社協活動にサポートいただけるような仕組みづくりを地区社協ごとに進めていきます。(例:地域づくり推進員・まちづくり推進員・地区社協協力員等)

②. ふれあいいきいきサロンの充実

- ●ふれあいいきいきサロン参加者も運営や新規参加者加入への呼びかけなど、参加者全員で運営しているという意識を持っていただき、将来にわたり継続可能なサロンが運営出来るように、職員がサロンへ参加する際に説明を行います。
- ●各地区のふれあいいきいきサロンが、いつ、どこで、どのような内容で行われているか、福祉関係機関・団体・ 行政等へ情報提供するための様式(サロンマップ等)を作成します。
- ●ふれあいいきいきサロン未設置地区については、お出かけサロン事業(社協バスで送迎し、市民ふれあい交流センターにて、ふれあいいきいきサロンと買い物をセットで行う事業)をきっかけにして集いの場づくりを進めながら、継続的なサロンが地区で運営できるように支援を行います。
- ●ふれあいいきいきサロンの中で、様々な団体(子ども会・消防団・ボランティア・趣味の会等)との交流を進め、 住民同士のつながりが広がるように、コーディネートを行います。
- ●ふれあいいきいきサロンのメニューを職員と一緒に作る中でサロンの課題が解決できるような支援を行っていきます。
- ●地域の中で埋もれている人材(看護師・栄養士等)を見つけ協力してもらうことで、ふれあいいきいきサロンの メニューの充実を図ります。

③. 子育て世代と地域とのネットワークづくり

●子どものいる世帯と地域をつなげるためには、地区社協・民生委員児童委員・行政・関係機関がどのようにすれば、情報共有ができるのか検討を行う会議の設置を行います。(災害を切り□にした情報提供・世帯名簿の作成等)

社会福祉協議会の具体的な取り組み

津久見市

が地

域福祉計画で示

た社協の役割

社協「第2期地域福祉活動計画」の相対表

環境と人づくり

7. ボランティア活動の促進

- ・活動の窓口及び拠点となるボランティアセンターにおいて、ボランティアの需給調整、連絡調整等を行います。
- ・ボランティア活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、ボランティア活動に参加しやすい環境をつくります。
- ・各種の講座・研修を引き続き実施し人材育成を行うとともに、社会動向や地域のニーズに即した研修内容の充実や積極的な情報提供など、参加者数や参加者層を拡大するための取り組みを行います。
- ・ボランティア協力校の活動を支援します。

8. 生きがい活動の促進

- ・各種のボランティアに関する講座を実施し、生きがいづくりを支援します。
- ・地域福祉活動のリーダーや、自らのボランティア経験を活かした助言・相談や情報提供などを 行うボランティアアドバイザーを養成します。
- ・地区社協やサロン活動の実施地区を増やし、その回数、内容を充実させ、生きがい活動の促進を図ります。

9. 共に生きる社会づくりの促進

- ・福祉教育を推進し、様々な立場を理解する機会を提供します。
- ・各種事業や講座などを通じ、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンの理念の 浸透を図ります。
- ・地区社協やサロン活動等を活用し、世代間交流を推進します。

10. バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

- ・バリアフリーによる福祉のまちづくりに向け、地域の福祉活動との連携・協力に取り組みます。
- ・ユニバーサルデザインの普及活動へ協力していきます。

④. ボランティア活動を担う人材の育成

- ●社協に登録しているボランティアグループ又は個人ボランティアが抱える課題を把握し、解決 につなげるために関係機関、団体との協議の場をつくるなど社協既存のネットワークを活用し た調整を行います。
- ●社協に登録している個人ボランティアやグループ等と地区社協やふれあいいきいきサロン活動 との連携協力が進むように、意見交換会等の開催をします。

⑤. ボランティア意識の向上や活動の促進

- ●市内外から多くのボランティアや人材を取り込むため、ホームページやSNS等を利用し、ボランティア活動、地域イベントに関する情報発信を行います。
- ●ボランティア活動参加へのきっかけづくりとして、いろいろな機会(教育関係・地域・団体の会合等)を利用し、出前ボランティア養成講座を実施します。

⑥. わかりやすい情報発信

- ●社協事業や福祉サービスに関する情報の周知を図るため、職員が地区社協やふれあいいきいき サロン等の地域活動の場へ出向きながら説明します。また、広報誌、ホームページなどでも積 極的に提供します。
- ●情報提供に関しては、誰もがわかりやすい表現や方法で行うように職員間で話し合いながら進めます。

⑦. 福祉教育の推進

- ●ボランティア協力校や地区社協、その他様々な関係機関団体の研修会にて、高齢者や障がい者 への理解を広めるための福祉講座を開催していきます。
- ●ボランティア協力校が行う福祉活動に際して、ボランティアコーディネーターが企画段階から 関わり、目的を共有化することや考えるプロセスを重視したプログラムづくりを協力校と一緒 に進めます。

津久見市が地域福祉計画で示

た社協

|の役割 | 社会福祉協議会の具体的な取り組

3

津久見市「第2期地域福祉計画」と

福祉サービスと相談体制の充実

11. きめ細やかな情報提供・相談支援体制の強化

- ・広報誌「たちばな」や出前講座等による情報提供の充実を図るとともに、地区社協等の小地域 ネットワークの構築支援を通して、地域の身近な相談支援体制の整備を促進します。
- ・津久見市の保健福祉ゾーン構想に基づき、行政とともにワンストップ機能を持った相談窓口の 充実を図ります。
- ・相談者が住んでいる地域にある人的、物的、技術的な社会資源を把握し、地域包括ケアシステム等で専門的な見地から問題解決の提言ができる福祉活動専門員やボランティアコーディネーター等の育成や派遣を行います。

12. 障がい者等に対する就労支援

・生活福祉資金により、障がい者が事業を始めたり、就職するために必要な知識や技術を修得するために必要な経費等の貸付を行います。

13. 地域のニーズに対応したサービス基盤の整備促進

- ・市と連携し、介護予防、一般高齢者施策、障がい者支援、子育て支援に対応したサービス基盤 の整備促進に努めます。
- ・NPOやボランティア、区長会、盛人クラブ、女性会といった地域団体や組織との連携を通じて、地域のサービスニーズと既存のサービスの間隙を埋める、新しいサービスのコーディネートに努めます。

14. 適切なサービス利用の促進

- ・日常生活自立支援事業への理解が深まり、必要な人が必要な支援を受けられるよう、市民への 広報啓発を行い、事業の利用につなげていきます。
- ・市と連携し利用者のニーズと事業者の提供するサービスが適切なものとなるよう支援します。
- ・地域包括ケアシステムの構築に積極的に協力します。

⑧. 身近に相談できる機会の提供

●24時間365日対応の相談窓口を多くの方に周知出来るようにしていきます。とりわけ情報が伝わりにくく、声が届きにくい離島や半島部へは、情報をお知らせするための懇談会を開催するなど積極的な関わりを進めていきます。

⑨. 自立に向けた相談支援

- ●障がい者相談支援事業所(竹とんぼ)として、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、当事者やその家族と地域をつなぐために安心お守りキットへの登録を推進するとともに、地区社協や民生委員児童委員等との関係づくりを進めます。
- ●障がい者相談支援事業所(竹とんぼ)として、障がい者の就労支援を進めるため、制度の枠組みから外れている方の把握や関係機関との連絡調整、情報収集に努めます。
- ●高齢者の総合相談窓口(包括支援センター)として、利用者へ介護保険サービスだけではなく、 家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかないサービスの情報提供と、 地区社協や民生委員児童委員等との関係づくりを進めます。

⑩. 新たなニーズに対応するサービス開発

- ●買い物に不便を感じている方に対して、地区社協やふれあいいきいきサロンから挙がった要望 (移動販売車の販売ルートの拡大・サロン等の集いの場への派遣)を販売業者へ情報提供し、 必要な支援を行います。
- ●お出かけサロン事業(社協バスで送迎し、市民ふれあい交流センターにて、ふれあいいきいき サロンと買い物をセットで行う事業)にて、外出と買い物の機会を提供します。
- ●ボランティアや地区社協・自治会などの活動を支援するため、国・県のモデル事業や企業・団体が行っている助成金制度を広く周知し、活用できるように支援します。

⑪. 成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及

●成年後見制度や日常生活自立支援事業への理解を促進するために、関係機関並びに住民へわかりやすい講座を行います。

社会福祉協議会の具体的な取り組

津久見市が地域福祉計画で示

た社協の役割

社協「第2期地域福祉活動計画」の相対表(続)

多様なネットワークづくり

15. 地域の社会福祉活動に対する意識の育成

- ・地区社協等と連携し、民生委員児童委員・介護予防推進員等の活動の活性化を図ります。
- ・福祉サービス事業者への理解を促し、連携を支援します。
- ・ボランティア協力校とボランティアグループの意見交換会の推進に努めます。
- ・区長、民生委員児童委員、PTAと社会福祉協議会との意見交換会の推進に努めます。

16. 安心お守りキットの有効活用

- ・市と連携を図り、安心お守りキットに対する理解浸透を図ります。
- ・市と協力し、新規登録や情報更新等の業務の円滑化を図ります。
- ・地区社協やサロン活動を通じて新規登録の推進や登録情報の更新等に協力します。
- ・民生委員児童委員協議会との連携により登録者の増加に努めます。

17. 緊急時・災害時の助け合い意識の浸透及び体制の強化

- ・関係機関と連携を図りながら、防災意識の啓発を行うとともに、災害ボランティアセンターの 機能の充実に努めます。
- ・市や民生委員児童委員協議会等と連携し、安心お守りキットの登録促進及び有効活用を支援します。
- ・地区社協と地域の自主防災組織の連携促進を図ります。

12. つながりと協働の場づくり

- ●民生委員児童委員と社協に登録ボランティアグループとの連携強化のための意見交換会を開催します。
- ●民生委員児童委員と福祉施設事業連絡会との連携強化のための意見交換会を開催します。
- ●福祉施設事業所連絡会と社協に登録ボランティアグループとの連携強化のための意見交換会を 開催します。

⑬. 災害時要援護者への支援体制づくり

- ●社協として、災害時要援護者支援対策モデル事業を行った地区の取り組みを参考に、行政が推進する地域防災計画に基づいた災害時要援護者の把握及び支援体制づくりに、側面的な支援を行います。
- ●障がい者相談支援事業所としては、災害発生が予測される場合のサービス利用者への情報提供 や、災害時における安否確認及び迅速な課題把握を行うための連絡網や支援体制の整備を行い ます。
- ●包括支援センター社協としては、災害発生が予測される場合のサービス利用者への情報提供 や、災害時における安否確認及び迅速な課題把握、また、集約した情報をサービス事業所と共 有するための体制整備を地域包括ケア会議の中で行います。

(4). 災害ボランティアセンターの体制整備

- ●災害ボランティアセンターマニュアルを基に、運営訓練を行い職員の資質を高めます。
- ●災害ボランティアセンターの役割を市民の方へ理解いただくための説明を、様々な研修会や地 区懇談会にて行います。

〈別紙資料2〉

津久見市社会福祉協議会地域福祉活動計画 策定委員会設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、津久見市における地域福祉の推進と津久見市社会福祉協議会の事業の充実・強化及び体制の確立をめざすため、平成26年度から平成30年度までの5か年における地域福祉活動計画を策定する津久見市社会福祉協議会(以下「市社協」という)地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という)を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の任務)

- 第2条 委員会は市社協会長から次に掲げる諮問事項を調査・審議する。
 - ①地域福祉活動計画策定に必要な実態やニーズの把握、問題・課題の整理及び分析等
 - ②地域福祉活動計画の策定
 - ③その他、計画策定のために必要な事項

(設置期間)

第3条 委員会の設置期間は、平成25年5月30日から地域福祉活動計画策定終了までとする。

(委員の構成)

- 第4条 委員会は17名をもって構成する。
- 2 委員は、市民、福祉保健活動を行う者、社会福祉事業に従事する者、行政機関、学識経験者、その他市社協会長が必要と認める者の中から市社協会長が委嘱する。
- 3 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は、地域福祉活動計画の策定を終え、市社協会長への答申が終了した ときまでとする。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第6条 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 2 委員長及び副委員長は委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会の会務を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

- 第7条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて会議の議事に関係のある委員以外の者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(費用弁償等)

第8条 費用弁償等は、社会福祉法人津久見市社会福祉協議会役員等の費用弁償規程に定める額を支給する。

(事 務 局)

第9条 委員会の事務局は、市社協内に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に 定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

〈別紙資料3〉

津久見市社会福祉協議会地域福祉活動計画 策定委員名簿

◎策定委員長 ○副委員長

No.		氏			名	所属団体等	役 職 名
1	0	宮	﨑	祥一	一郎	津久見市区長会	会 長
2	0	後	藤	幸	信	津久見市民生委員児童委員協議会	会 長
3		竹	尾	久	信	漁業関係者	深良津二世養殖漁業生産組合組合長理事
4		Ш	野	寛	明	農業関係者	農業経営改善支援活動推進員
5		原	尻	育妇		津久見商工会議所	専務理事
6		戸	髙		誠	津久見市身体障害者福祉協議会	会 長
7		加	藤	_	公	津久見市盛人クラブ連合会	会 長
8		濱		由美	€枝	津久見市母子寡婦福祉会	会 長
9			島	툐	É	津久見市連合PTA	会 長
10		河	﨑	晴	子	津久見市ボランティア連絡協議会	会 長
11		大	塚	好	裕	社会福祉法人障がいサービス事業所うばめ園	理事長
12		岩	﨑	真	也	介護老人福祉施設白梅荘	施設長
13		亀	井	文	子	ふれあいいきいきサロン実施者	介護予防推進員12月より民生委員児童委員
14		石	井	保	雄	津久見市民生委員児童委員協議会	主任児童委員
15		大	村	裕	_	津久見市福祉事務所	所 長
16		石	井	達	紀	津久見市長寿支援課	課長
17		梶	原	俊	幸	津久見市学校教育課	課長

〈事務局及びワーキンググループ〉

宇都宮 雅 春	事 務 局 長	小野喬	主 任
石 田 栄 二	次長	遠藤初代	介護支援専門員
軸丸利江子	包括センター長	下 村 理 絵	保 健 師
三重野 恵 補	竹とんぼ管理者兼主査	髙木香里	介護支援専門員
高山初美	包括センター管理者	平 山 沙耶佳	地域活性化推進員
軸丸哲之	主 任	仲 村 真 樹	相談支援専門員
野中聖子	主 任	大 谷 慎之介	相談支援専門員

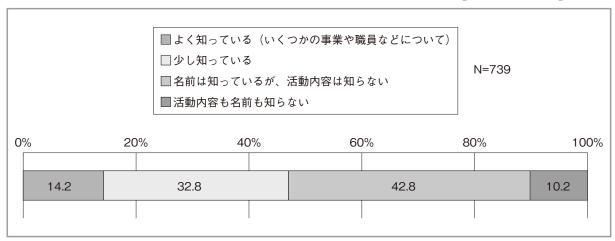
津久見市社会福祉協議会地域福祉活動計画 作業部会員名簿

No.	氏	名	所属団体等
1	山 添	義昭	民生委員児童委員協議会副会長
2	戸田	和 弘	四浦保戸島地区民児協会長(平成25年11月31日まで)
3	後藤	勝喜	四浦4区長
4	上野	洋美	保健師(長寿支援課主幹)
5	軸丸	哲之	社会福祉士 (包括)
6	仲 村	真樹	社会福祉士 (障がい者相談支援)
7	宇都宮	雅春	事務局長
8	石 田	栄 二	事務局次長

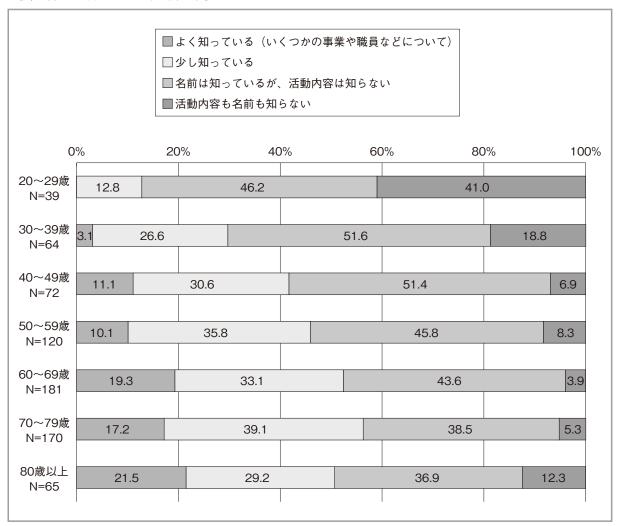
〈別紙資料4〉

津久見市社会福祉協議会の認知度について

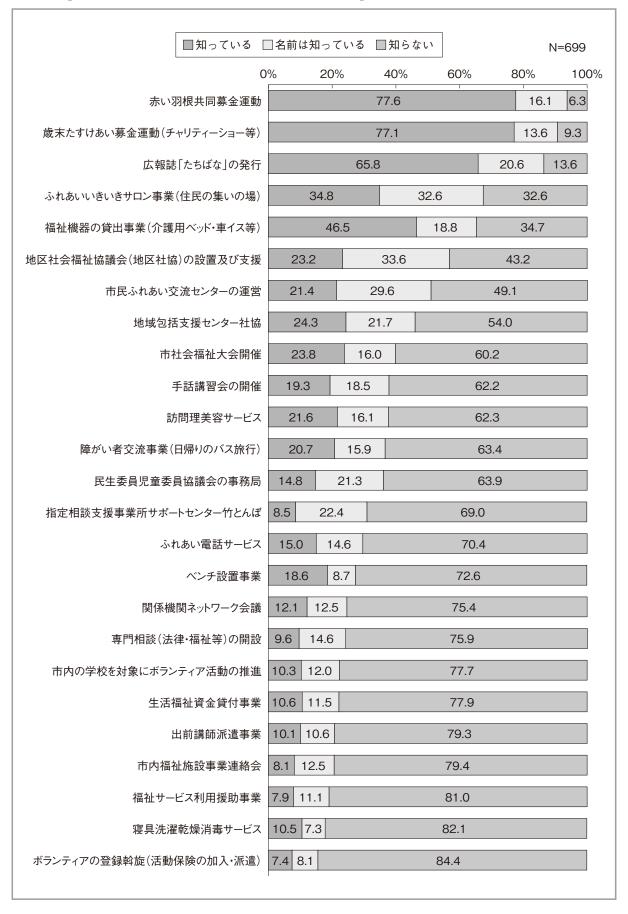
問1 津久見市社会福祉協議会(社協)について、ご存知ですか。【〇は1つだけ】



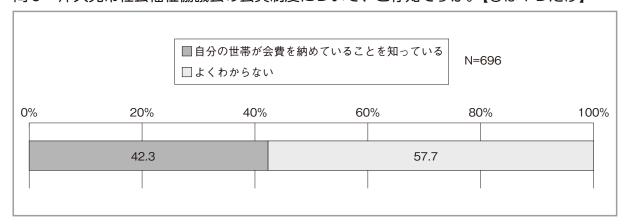
《年齢階層別クロス集計結果》



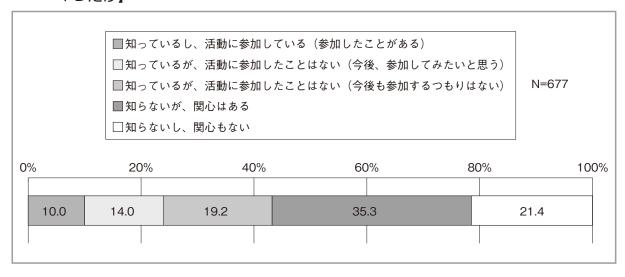
問2 津久見市社会福祉協議会の行っている事業について、ご存知ですか。 【〇は事業ごとのあてはまる項目に1つだけ】



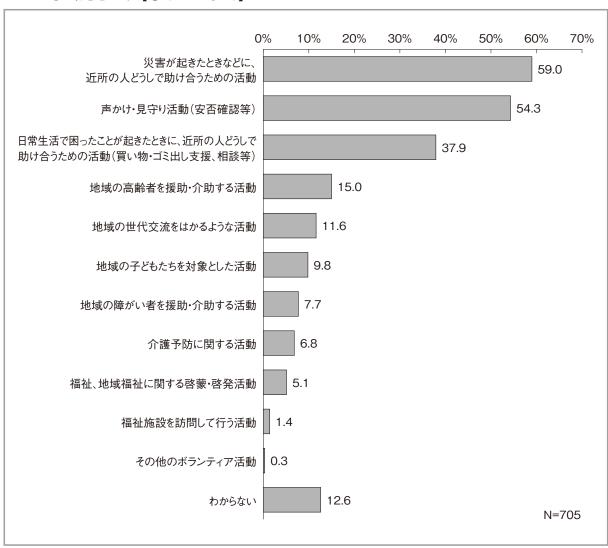
問3 津久見市社会福祉協議会の会員制度について、ご存知ですか。【〇は1つだけ】



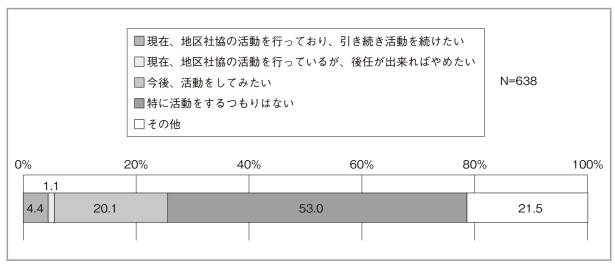
問4 現在、市内全域で22の地区社協が活動しています。あなたは、地区社協について ご存知ですか。また、地区社協への参加や関心についてはいかがですか。【○は 1つだけ】



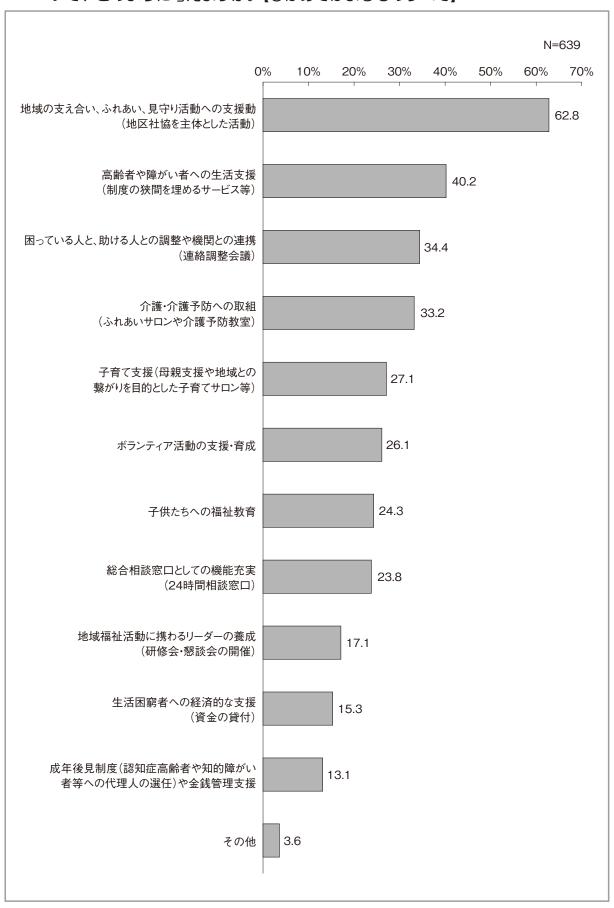
問5 今後、地区社協活動の中で特に力を入れていった方がよいとお考えになる活動は どのようなものですか。あなたが特に力を入れた方がよいとお考えのものをお選 びください。【○は3つまで】



問6 あなたは今後、この地区社協が行う活動(見守り・支え合い活動)に参加したい と思いますか。【○は1つだけ】



問7 あなたの地域福祉の充実のために、津久見市社会福祉協議会が担うべき役割について、どのように考えますか。【〇はあてはまるものすべて】



〈別紙資料5〉

用語の説明

【あ行】

◆NPO

非営利活動を行う市民団体のことで、一般的には、ボランティア団体や公益的な法人を含むとされています。福祉の面では、一般的に住民参加による有償のサービスを行う活動団体が多くみられます。

SNS

ソーシャルネットワークとは、家族、友人、同僚など、ある社会に属している個人と個人のつながりのことを指しており、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS =social networking service) はインターネットを利用して、こうした人と人のつながりの構築を支援するサービスの総称です。

【か行】

◆共同募金

赤い羽根募金とも言われる。法律で定められた共同募金会という民間団体だけが行う ことのできる募金。都道府県を単位として行われ、民間の社会福祉施設や団体に配分さ れるほか、社会福祉協議会を通して様々な地域福祉活動に使われます。

◆コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。

◆コミュニティワーカー

地域における福祉問題を、住民の主体的な参加により解決がなされるよう、調査、住民組織と関係機関とのネットワーク、社会資源の開発、情報提供等の一連の支援を行う地域福祉の援助活動をコミュニティワークといいます。そのコミュニティワークを行う職種をコミュニティワーカーといいます。社会福祉協議会職員や地域ケア施設の地域活動交流を担当するコーディネーターがこれにあたります。

【さ行】

◆災害時要援護者

災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に対してハンディを負う人々をいう。具体的には、傷病者、身体障がい者、知的障がい者をはじめ日常的には健常者で

あっても理解能力や判断力を持たない乳幼児、体力的な衰えのある高齢者などの社会的 弱者や我が国の地理や災害に対する知識が低く、日本語の理解も十分でない外国籍の人 などが挙げられます。

◆災害ボランティアセンター

被災地域に臨時に設置される民間のボランティアセンターです。被災地で活動する諸団体やボランティアの活動にとって、地域の窓口としての役割を担うとともに、様々な団体・機関による活動などを通じて得られる被災者ニーズの把握、ボランティア関連情報の受発信、行政等との仲介や調整、外部ボランティアの受入、諸団体・機関が相互に情報の共有や連携を持つための協議の場の提供などの業務を通じて地域における自発的な活動の総合的な調整を実施する仲介的役割をにないます。

◆社会資源

社会的ニーズを充足する様々な物資や人材の総称。福祉においては、福祉施設・備品、福祉サービス、資金、各種制度、情報、知識・技能、各種団体・人材などです。

◆社会福祉協議会

社協の略称でも知られる社会福祉協議会。社協は、地域に暮らす住民の誰もがいつまでも安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、地域の方やボランティア、その他福祉関係者や行政機関と連携し、地域福祉を推進する民間の団体です。全国社会福祉協議会をはじめ、各都道府県、各市区町村にそれぞれ設置されています。

◆小地域ネットワーク活動

小地域を単位として要援護者一人ひとりを対象とした見守り活動・援助活動を行うものです。

◆小地域福祉活動

小地域福祉活動とは、身近な地域で誰もが安心して生きがいを持って安全に生活を送ることができる地域づくりを目指して、地域の広範な住民が参加して進められる住民主体の福祉活動をいいます。

◆成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な人の保護(財産管理や身上監護)を、代理権や同意見・取消権が付与された成年後見等が行う制度。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と、判断能力が十分なうちにあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」があります。

◆ソーシャルインクルージョン

貧困者やホームレス、文化的な相違によって社会的に孤立している日本国籍を有しない住民などを社会から排除された人たちとしてとらえ、そういう人たちも社会の一員と

して共に生き、支えあう仲間として、誰もが排除されない社会づくりをめざすという考え方です。

【た行】

◆地区計協

地区社協は、地域の中で、支援を必要としている方たちを地域のみなさんが、見守り・支え合うことができるような地域にするため、自治会の中に、地区社協という福祉部会的な組織を作っていただき、その組織から、皆さんで議論しながら支え合いの輪の地区全体に広げていただくための組織です。

【な行】

◆日常生活自立支援事業

自身の判断能力に不安のある方が、どのような福祉サービスを受ければよいか、また、お金の出し入れや物品の購入などで困った場合に、個人の尊厳と利用者自身の意志決定を保持し、福祉サービスの利用手続きや、金銭管理を援助することです。

◆ノーマライゼーション

高齢者や障がい者と健常者を区別せず、社会の中で共に生活していこうとする運動で、この理念は、老人福祉法や身体障害者福祉法にも明確に位置づけられており、社会福祉のあらゆる分野に共通する理念です。

【は行】

◆バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、障がい者・高齢者の利用にも配慮した設計のことです。具体的には、車いすでの通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すりの設置、点字の案内版の設置等があげられます。また、「心のバリアフリー」の言葉も用いられています。わが国の「バリア」には、階段などの物理的バリア、欠格条項などの制度上のバリア、視覚障がい・聴覚障がいなどに顕著な文化・情報面のバリア、そして「差別・偏見」という「こころのバリア(意識上の障がい)」があると言われています。差別・偏見をなくして「心のバリアフリー」を実現することが、ノーマライゼーション社会の構築には特に重要となっています。

◆福祉コミュニティ

市民の福祉の実現や向上を最優先の課題とする地域社会ないしは地域共同体のことです。地縁や血縁というよりも、そこに居住する市民個々人や家族、集団の福祉の向上をめざして、個別的ないし組織的に展開される活動や、そこに生み出される社会組織の積み重ねられたものとして人為的に形成される地域社会ないし地域共同体を意味する言葉として用いられることが多くなっています。

◆福祉ニーズ(福祉課題)

福祉ニーズ(福祉課題)とは、地域の住民が抱える福祉上のニーズ(課題)のことです。住民の福祉ニーズは、時として本人に自覚されなかったり、自覚はされても、その解決や充足の必要性が十分に意識されていないといった場合もあります。住民の福祉ニーズを種々の福祉事業や活動によって解決していくために、ニーズの内容を明確にし、解決していくべき課題として明らかにしていくことが必要となります。

◆ふれあいいきいきサロン事業

自治会や小地域ごとに閉じこもりがちな高齢者や障がい者が気軽に集まれるように、 近隣住民のボランティアで開催しているふれあい交流会。参加者が歩いていけるような 公民館や集会所などで実施されています。お茶会や食事会、健康教室などを通じて、 「仲間作り」や「健康づくり」、「交流の場づくり」を進める活動です。

◆ボランティアコーディネーター

ボランティアコーディネーターとは、ボランティアセンターや施設・企業・学校などのボランティア活動推進団体や機関で「ボランティア活動をしたい」という人と「ボランティアを必要としている人」に双方の希望に合った活動を紹介したり、活動についての相談や助言、情報提供、講座・研修会などの開催、ボランティア団体への支援など、ボランティアに関する業務を行う専門職です。

◆ボランティアセンター

ボランティアをしたい人(団体)とボランティアの応援を求めている人(団体)をつなぐ中間支援組織です。活動場所の提供や各種養成講座・講演会を通した啓発活動、情報紙などによる情報提供、ボランティアの情報交換の場として機能しています。

【や行】

◆ユニバーサルデザイン

年齢・性別・障がいの有無にかかわらず、多くの人が利用できるように最初から意図 して、機器・建築・身の回りの生活空間などをデザインすることです。

第2期 津久見市地域福祉活動計画

平成 26 年 3 月

発行·企画·編集 社会福祉法人 津久見市社会福祉協議会

〒879-2441 津久見市中央町760番地133

TEL (0972) 82-5000

FAX (0972) 82-5003



社会福祉法人 **津久見市社会福祉協議会**